

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人荒木鼎の上告趣意第一点は事実誤認、同第二点は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であり、弁護人堤牧太の上告趣意第一点は事実誤認、同第二点は量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。(なお、焼付鍍金を施した仏像がそれ相当の価値はあるとしても、原審是認の一審判示の様に真実に反する誇大な事実を告知して相手方を誤信させ金員の交付を受けた場合は、その交付を受けた金員全体につき詐欺罪が成立するものと解すべきであるから所論はとるを得ない(昭和三四年九月二八日第二小法廷判決一三卷一―号二九九三頁以下参照))
また記録を調べても同四一―条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一―四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一